

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき、（仮称）小杉町二丁目開発計画に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	<ul style="list-style-type: none"> 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役社長 嘉村 徹 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 ENEOS 不動産株式会社 代表取締役社長 丹羽 逸夫
	指定開発行為の名称	（仮称）小杉町二丁目開発計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第1種行為） 商業施設の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町二丁目地内
	指定開発行為の目的	商業施設及び集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域面積：約20,230㎡ 建築面積：約10,490㎡ ・延べ面積：約141,800㎡ 建物高さ：約17.9m（塔屋等を含む最高高さ約18.6m）
	事後調査の項目等	緑の質
	環境影響評価の手続経過	<p>平成23年10月21日 条例環境影響評価方法書公告 平成24年 4月25日 条例環境影響評価準備書公告 平成24年 8月 1日 条例環境影響評価見解書公告 平成24年12月 7日 条例環境影響評価審査書公告 平成25年 1月30日 条例環境影響評価書公告 平成28年 1月 5日 事後調査報告書（工事中）公告 令和 2年 8月14日 事後調査報告書（供用時その1）公告</p>
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期 間：令和4年10月14日（金）～令和4年11月14日（月） ただし、土曜、日曜及び祝日は除きます。 時 間：午前8時30分から午後5時まで ※縦覧開始日（10月14日）は、正午から縦覧を行います。</p>
	縦覧場所	中原区役所及び環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、写しを事後調査実施者に送付します。 <p>意見書の提出できる期間：令和4年10月14日（金）～令和4年11月14日（月） （郵送の場合は、11月14日消印有効）</p> <p>提出先：環境局環境対策部環境評価課（〒210-8577 川崎区宮本町1番地） 提出方法：郵送、持参もしくは本市HPにて御提出ください。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。</p>
	ホームページ	<p>縦覧期間中、ホームページで事後調査報告書の閲覧及び意見書の提出ができます。</p> <div style="text-align: center;"> 川崎市 アセス図書の公表 </div> <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</p>
	問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Mail：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は、FAX及びメールでは受け付けておりませんのでご注意ください。</p>

